

令和8年度ＳＮＳ相談事業業務委託募集要領

第1 委託業務の概要

1 委託業務名

令和8年度ＳＮＳ相談事業業務委託

2 委託業務の目的

近年、スマートフォンの普及等に伴い、多くの生徒の用いるコミュニケーション手段として、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）が圧倒的割合を占めるようになっており、教育相談を行うにあたって、電話以外のツールとして、ＳＮＳ等を活用する必要性が高まっている。

いじめを始め、様々な不安やストレスを抱える県立高等学校の生徒に対し、ＳＮＳを活用した相談体制を構築することにより、教育相談体制の一層の充実を図る。

本事業では、インターネット及び相談業務に関する知識・技能を有する専門業者に業務を委託し、生徒の不安や悩みへの対応を行う。

3 委託業務の内容

別紙1「業務委託仕様書」のとおり。

4 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

5 委託金額

3,632,310円を上限とする。（消費税及び地方消費税込みの額）

愛知県財務規則第129条の2により、契約に先立ち契約保証金として100分の10以上の金額を納付する必要がある。ただし、愛知県財務規則第129条の3の各号のいずれかの規定に該当する場合は、全部又は一部を免除する。

6 企画提案及び委託する業者の資格要件（応募資格）

企画提案及び委託する業者は、次の各号の全てに該当する者であることを資格要件（応募資格）とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛知県における物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（最新のもの）大分類「03. 役務の提供等」の中分類「08. コンピュータサービス」のうち小分類「04. インターネット関連サービス」又は「99. その他」に登録されている者であること。
- (3) 企画提案書の提出期限において、愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていない者であること。

第2 企画提案等

1 企画提案を求める内容

以下の事項について網羅されていること。

- (1) 個人情報保護・情報漏えい防止等の情報セキュリティ体制
- (2) 事業実施スケジュール
- (3) SNS相談業務において使用するSNSアプリの種類
- (4) 相談方法、相談への対応の体制等(相談対象生徒数 2,000名程度、対応時間等を含む)
- (5) 学校や県教育委員会からの問い合わせに対する体制及びリスクレベルに応じた学校や県教育委員会への報告内容(報告方法や頻度も含む)
- (6) 生徒・保護者・教職員に対するSNS相談導入に関する周知への協力体制
- (7) 本業務と類似の業務の受託実績とその内容
- (8) その他

2 企画提案の審査基準

審査は、以下の内容について行う。

- (1) 本業務を実施するための人員は確保されているか
- (2) 本業務を実施するに際して、非常時への対応等、危機管理体制は整っているか
- (3) 生徒等の個人情報の取扱いなど、コンプライアンスに関する社内体制は整っているか
- (4) 本業務と同種・類似した業務の実績はどの程度あるか。また、その業務の実績・成果は本業務にふさわしい内容か
- (5) 提案内容は、本業務の目的を達成できる内容か
- (6) 本業務の趣旨が正しく理解されているか
- (7) 提案内容に、事業者の独自性、創意工夫はあるか
- (8) 提案内容の経費の見積項目・金額は適切か
- (9) SNS相談の方法や相談対応体制は適切か
- (10) SNS相談導入にあたり、生徒・保護者・教職員に対する周知について、学校に十分に協力することが可能か
- (11) SNS相談に関する学校や県教育委員会への情報提供及び学校や教育委員会からの問い合わせに対して、適切な対応をすることが可能か
- (12) リスクレベルに応じた適切な方法で、学校や教育委員会に報告することは可能か
- (13) 相談結果を踏まえ、十分な検証・分析をして、報告書や資料を作成することが可能か
- (14) 社会的価値の実現に資する取組を行っているか

3 応募方法

(1) 参加申出書の事前提出

本事業の受託を希望する事業者は、できるだけ速やかに、以下により参加申出書を事前提出すること。

ア 提出書類及び方法

件名を「SNS相談事業の参加申出について」とした電子メールに別紙様式1を添付し、「問合せ先」の愛知県教育委員会 高等学校教育課のメールアドレスに提出。(印不要)

イ 資料等の送付

県からの資料の送付その他連絡事項については、参加申出書の提出があった事業者に對してのみ実施する。

ウ その他

参加申出書の事前提出は、応募の必須条件とする。なお、参加申出書の事前提出を行っても、参加を取りやめることは可能である。

参加申出書の事前提出について、提出が遅くなった事業者は、そのことに起因する不利益があったとしても、事業者がその責を負うものとする。

(2) 企画提案書の提出

本事業の受託を希望する事業者は、以下により企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類

①企画提案書

様式：A4縦型、横書き、左綴じ

枚数：表紙（様式2）、資料、図表を含め両面印刷20ページ以内

②会社の概要（組織体制、業務内容等）がわかる資料（会社パンフレット等）

③本業務と類似の業務委託の令和5年4月以降の契約実績（任意様式）

（契約相手方、契約規模、契約内容等）

④見積書

委託業務の見積額合計を記載して提出すること。

なお、金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含めた額（税率10%）とすること。

⑤社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）

イ 提出方法及び提出先

件名を「SNS相談事業の企画提案書について」とした電子メールに添付し、「問合せ先」の愛知県教育委員会 高等学校教育課のメールアドレスに提出。(印不要)

ウ 提出期限

令和8年3月6日（金）正午まで（必着）

エ 作成に当たっての留意事項

企画提案書は、「1 企画提案を求める内容」の（1）から（8）の各項目順に、できる限り具体的に記載すること。

なお、県教育委員会が提供した資料については、本企画提案に関する目的以外で使用しないこと。

4 委託業者の選定

- (1) 企画提案の審査に当たっては、県教育委員会の職員で構成される「業務委託業者選定委員会」において審査を行い、最も優れた企画提案のあった1者を選定する。
なお、企画提案書に対する質問については、随時書面により行う。
- (2) 企画提案に係る審査結果については、審査終了後速やかに審査した全ての業者に対して、書面で通知する。
- (3) 県教育委員会は、選定された企画提案者1者に対して、企画提案書類の内容をもとに協議する。必要があれば契約を締結するための仕様書等の調整を行った後、正式な見積書を徵収し、随意契約を締結する。
- (4) 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができる。

5 スケジュール

| 実施項目 | | 実施日 |
|------|----------------|-----------------------------------|
| 1 | 募集要領の公示 | 令和8年2月18日（水） |
| 2 | 募集要領に関する質問の受付 | 令和8年2月18日（水）～ 令和8年2月25日（水）午後5時 |
| 3 | 質問への回答 | 令和8年3月3日（火） |
| 4 | 参加申出書の提出 | 令和8年2月18日（水）～ |
| 5 | 企画提案書類の提出 | 令和8年3月6日（金）正午 |
| 6 | 選定委員会（書面）による審査 | 令和8年3月中旬～ |
| 7 | 審査結果の通知 | 選定委員会での決定後速やかに行う。 |

第3 その他

1 本書に関する質問

- (1) 企画提案書類作成及び委託業務の内容等に関する質問事項については、令和8年2月25日（水）の午後5時まで（期限厳守）に、質問書（様式4）により高等学校教育課あて電子メールまたはFAXで送付することとする。
- (2) 受け付けた質問については、個別に回答するほか、質問事項の回答を集約し、令和8年3月3日（火）午後5時までに本募集要領を掲示しているWEBページに添付資料として掲載する。

なお、独自の提案に関わるものと判断される質問に対しては、質問者に対してのみ回答する。

2 その他

- (1) 経費負担
この企画提案に係る費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の取り扱い
提出のあった企画提案書等の書類については返却しない。
- (3) 情報公開の取り扱い

提出のあった企画提案書は、次のとおり取り扱う。

ア 採用された企画提案書については、行政文書開示請求があった場合は、開示する。

イ 不採用となった企画提案書については、開示しない。

(4) 異議の申立て

本企画提案に参加を希望する業者は、この募集要領、仕様書及び契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(5) その他特記事項

契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 以下の項目に該当した企画提案者は失格とし、その旨を通知するものとする。

ア 応募資格を満たしていないと判断される場合

イ 虚偽の記載や、他の提案者の妨害、他者の提案の代理をするなどの不正行為があつたと認められた場合

(7) 企画提案書の提出は1者1案とする。

(8) 提出資料に係る個人情報は、本業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。

(9) 問合せ先

愛知県教育委員会高等学校教育課（担当：白河、林）

〒460-8534

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話：052-954-6784（ダイヤルイン）／052-954-6826（ダイヤルイン）

ファクシミリ：052-961-4864

電子メール：kotogakko@pref.aichi.lg.jp

※委託契約については、令和8年2月県議会における本事業に係る予算の成立が条件となる。